



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年5月2日金曜日 第1960号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	513
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	514
基本測量の実施の通知.....	515
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	515
土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....	515
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	518
新たな土地改良事業の施行の認可.....	518
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	518
道路の区域変更（県道波方環状線）.....	518
道路の供用開始（ " ）.....	518
土地改良区役員の就退任の届出（10件）.....	519
開発行為に関する工事の完了（3件）.....	522
土地改良区の定款変更の認可.....	523

土地改良区役員の就退任の届出.....	523
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	523
道路の位置の指定.....	523

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	523
消防防災ヘリコプター3600時間点検整備の委託.....	523
医療機器の購入.....	525

雑 報

公示送達.....	526
-----------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155 他21筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫	大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作	平成20年 4月1日	平成20年 4月14日
フレスポ西条店Ⅱ	西条市新田字市塚新田162 他10筆					
		大規模小売店舗の名称	（仮称）フレスポ西条店Ⅱ	フレスポ西条店Ⅱ		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 689 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
フレスポ今治店	今治市衣干町四丁目61-1 他15筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫	大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作	平成20年 4月1日	平成20年 4月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 690 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
フレスポ大洲店	大洲市徳森字宮方288-1 他	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫	大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作	平成20年 4月1日	平成20年 4月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 691 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第

22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年 5 月 2 日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

2工区の5

松山市大可賀3丁目1455番に接する大可賀1号護岸及び大可賀3号護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び30の地点と29の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点

29の地点は、基点から真北10度23分20秒2010.76メートルの地点

40の地点は、29の地点から真北267度13分39秒76.04メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北9度13分09秒16.39メートル

の地点

42の地点は、41の地点から真北267度13分09秒97.55メートルの地点

11の地点は、42の地点から真北9度12分15秒51.32メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北99度10分50秒1.00メートルの地点

30の地点は、12の地点から真北87度13分39秒158.56メートルの地点

(3) 面積

9,444.04平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8年3月14日 愛媛県指令7港第492号

4 しゅん功認可年月日

平成20年5月2日

○愛媛県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸 守行

1 作業種類 基本測量（高精度三次元測量作業）

2 作業期間 平成20年5月12日から

平成20年12月26日まで

3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第693号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸 守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
三第27号	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	伊予三島商工会議所	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	平成20年3月31日
松第8号	松山市東石井六丁目12番32号	宮内キミエ	松山市東石井六丁目12番32号	平成20年4月14日

○愛媛県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町大頭土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	徳 永 求	西条市小松町大頭甲504番地
"	日 野 守 男	西条市小松町大頭甲425番地1

"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地1
"	曾 我 一 城	西条市小松町大頭甲233番地
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	玉 井 七 郎	西条市小松町大頭甲688番地3
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地4
"	日 野 俊 一	西条市小松町大頭甲320番地5
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監 事	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地
"	宇 野 久 司	西条市小松町大頭甲645番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 司	西条市小松町大頭甲527番地
"	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地 1
"	徳 永 俊 夫	西条市小松町大頭甲666番地 3
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	徳 永 光 政	西条市小松町大頭甲414番地 1
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	日 野 俊 一	西条市小松町大頭甲320番地 5
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監 事	宇 野 博 久	西条市小松町大頭甲516番地 2
"	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地

○愛媛県告示第 695 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、小松町第三土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
"	一 色 清	西条市小松町新屋敷港1511番地
"	戸 田 久 美	西条市小松町北川396番地
"	三 村 薫	西条市小松町北川311番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戸 田 博 明	西条市小松町北川141番地 1
"	森 山 智 年	西条市小松町北川280番地 2
"	青 山 一 美	西条市小松町北川275番地 1
"	野 村 頼 夫	西条市小松町北川391番地 1
"	高 橋 康 夫	西条市小松町北川164番地 6
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	三 村 康 行	西条市小松町北川228番地

○愛媛県告示第 696 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、小松町第二土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	神 野 和 男	西条市小松町新屋敷甲2552番地 2
"	高 橋 篤	西条市小松町新屋敷甲2531番地 1
"	真 鍋 達 也	西条市小松町新屋敷甲2655番地 2
"	崎 田 秀 夫	西条市小松町新屋敷甲3030番地 2
"	大 谷 佳 弘	西条市小松町新屋敷甲2836番地 2
"	谷 口 佳 史	西条市小松町新屋敷甲3089番地 1
監 事	瓜 守 利 夫	西条市小松町新屋敷甲3016番地 1
"	竹 村 儲 男	西条市小松町新屋敷甲2696番地第 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 昌 伸	西条市小松町新屋敷甲2513番地
"	今 井 令	西条市小松町新屋敷乙22番地12
"	高 橋 篤	西条市小松町新屋敷甲2531番地 1
"	高 橋 和 久	西条市小松町新屋敷甲2576番地 2
"	黒 河 淳 志	西条市氷見丙1251番地 2
"	真 鍋 良 吉	西条市小松町新屋敷甲2682番地
監 事	瓜 守 利 夫	西条市小松町新屋敷甲3016番地 1
"	竹 村 儲 男	西条市小松町新屋敷甲2696番地第 1

○愛媛県告示第 697 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、小松町妙口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	別 宮 重 男	西条市小松町妙口甲326番地 5
"	玉 置 康 春	西条市小松町妙口甲1019番地
"	赤 堀 保	西条市小松町妙口甲1133番地第 2
"	松 井 茂	西条市小松町妙口甲606番地 2
"	高 橋 正 博	西条市小松町妙口甲1025番地
"	和 田 孝 行	西条市小松町妙口甲1240番地 2
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	曾 我 正 富	西条市小松町妙口甲1086番地 1
監 事	近 藤 昌 幸	西条市小松町妙口甲157番地 2
"	藤 田 貴 夫	西条市小松町妙口甲765番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	別 宮 重 男	西条市小松町妙口甲326番地 5
"	玉 置 康 春	西条市小松町妙口甲1019番地
"	赤 堀 保	西条市小松町妙口甲1133番地第 2
"	松 井 茂	西条市小松町妙口甲606番地 2
"	高 橋 正 博	西条市小松町妙口甲1025番地

〃	和 田 孝 行	西条市小松町妙口甲1240番地 2
〃	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
〃	曾 我 正 富	西条市小松町妙口甲1086番地 1
監 事	近 藤 昌 幸	西条市小松町妙口甲157番地 2
〃	玉 置 満	西条市小松町妙口甲779番地

○愛媛県告示第 698 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、小松町明穂土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 直 行	西条市小松町明穂甲643番地
〃	丹 学	西条市小松町明穂甲554番地
〃	日 野 雅 明	西条市小松町明穂甲223番地 2
〃	徳 永 茂	西条市小松町明穂甲220番地 2
〃	合 田 かすみ	西条市小松町新屋敷甲349番地 3
〃	玉 井 祐 逸	西条市小松町明穂甲520番地
監 事	佐 伯 優	西条市小松町明穂甲297番地 2
〃	玉 井 秀	西条市小松町明穂甲656番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 輝 隆	西条市小松町明穂甲579番地 1
〃	今 井 克 志	西条市小松町明穂甲618番地
〃	玉 井 勝 彦	西条市小松町明穂甲280番地
〃	村 上 一	西条市小松町明穂甲193番地 2
〃	村 上 秋 一	西条市小松町明穂甲225番地 2
〃	玉 井 顕 成	西条市小松町明穂甲506番地 2
監 事	玉 井 保 幸	西条市小松町北川69番地 5
〃	今 井 富 勝	西条市小松町明穂甲557番地

○愛媛県告示第 699 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目 6 番22号
〃	秦 正 夫	新居浜市坂井町三丁目 9 番22号
〃	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号
〃	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
〃	高 橋 辰 則	新居浜市下泉町一丁目 7 番39号
〃	高 津 善 記	新居浜市星原町 1 番 7 号

監 事	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
〃	神 野 鷹 彦	新居浜市下泉町二丁目11番49号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目 6 番22号
〃	神 野 恒 男	新居浜市下泉町二丁目10番10号
〃	高 橋 正 國	新居浜市坂井町三丁目11番35号
〃	真 鍋 昌 裕	新居浜市下泉町一丁目 1 番36号
〃	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
〃	高 津 善 記	新居浜市星原町 1 番 7 号
監 事	相 原 芳 郎	新居浜市坂井町三丁目11番37号
〃	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号

○愛媛県告示第 700 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 義 則	新居浜市大永山22番地
〃	秦 義 見	新居浜市荻生2926番地の 3
〃	伊 藤 繁 敏	新居浜市荻生2487番地の 4
〃	伊 藤 博 文	新居浜市荻生2452番地
〃	福 本 明 正	新居浜市荻生2503番地
〃	徳 永 清 文	新居浜市荻生2557番地
〃	高 橋 典 久	新居浜市荻生2260番地
〃	矢 野 裕 治	新居浜市荻生804番地の 9
〃	福 本 頼 幸	新居浜市荻生2505番地
監 事	秦 昭 義	新居浜市荻生2485番地の 2
〃	野 田 厚	新居浜市荻生2604番地の 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 博 文	新居浜市大永山12番地
〃	秦 益 美	新居浜市荻生2924番地の 2
〃	伊 藤 繁 敏	新居浜市荻生2487番地の 4
〃	河 上 森 茂	新居浜市荻生2449番地の 3
〃	福 本 雅 行	新居浜市荻生2820番地の 8
〃	徳 永 正 美	新居浜市荻生2309番地
〃	高 橋 稔	新居浜市荻生2250番地の 2
〃	守 谷 稔	新居浜市荻生964番地の 2
〃	福 本 頼 幸	新居浜市荻生2505番地
監 事	西 原 實	新居浜市荻生2411番地の16
〃	野 田 厚	新居浜市荻生2604番地の 2

○愛媛県告示第 701 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	齊 藤 正 史	西条市氷見甲222番地
"	永 井 哲 夫	西条市氷見乙1743番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 貞 雄	西条市氷見乙1480番地
監 事	松 尾 健 一	西条市氷見丙952番地

○愛媛県告示第 702 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市角野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 703 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、小松町大頭土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 704 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市下島山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ため池等整備事業・加納戸池地区）の施行を平成20年 4 月23日認可した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 705 号

西条市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・庄内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・庄内地区）計画書の写し
 - 西条市庄内土地改良区定款の写し
- 縦覧場所
平成20年 5 月 7 日から 6 月 3 日まで
- 縦覧場所
西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第 706 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字石持甲1571番 9 から 同市波方町波方字石持甲1571番11まで	旧	メートル 5.0 ~ 8.0	キロメートル 0.180	
			新	5.5 ~ 13.0	0.180	

○愛媛県告示第 707 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	波方環状線	今治市波方町波方字石持甲1571番 9 から 同市波方町波方字石持甲1571番11まで	平成20年 5 月 2 日

○愛媛県告示第 708 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月 2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番地15号
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町七丁目 7 番地21号
"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町二丁目 8 番地18号
"	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町七丁目14番地45号
"	前 善次郎	松山市朝生田町二丁目 3 番地 3 号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番地 8 号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番地25号
監 事	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目 5 番地32号
"	朝 野 芳 雄	松山市朝生田町七丁目 8 番地28号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目 2 番地15号
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町七丁目 7 番地21号
"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町二丁目 8 番地18号
"	佐 藤 恒 和	松山市朝生田町三丁目 7 番地 7 号
"	前 善次郎	松山市朝生田町二丁目 3 番地 3 号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目 6 番地 8 号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目 5 番地25号
監 事	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町七丁目14番地45号
"	北 村 哲	松山市朝生田町四丁目 4 番地13号

○愛媛県告示第 709 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月 2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番地 1 号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番地 1 号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番地29号
"	本 田 英志郎	松山市市坪南二丁目11番地10号
"	安 永 熙	松山市市坪北二丁目 5 番地10号
"	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目 5 番地20号
"	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番地19号
監 事	池 田 良 三	松山市市坪南一丁目 3 番地21号
"	本 田 博	松山市市坪南一丁目 4 番地 7 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番地 1 号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番地 1 号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番地29号
"	本 田 英志郎	松山市市坪南二丁目11番地10号
"	安 永 熙	松山市市坪北二丁目 5 番地10号
"	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目 5 番地20号
"	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番地19号
監 事	池 田 良 三	松山市市坪南一丁目 3 番地22号
"	本 田 博	松山市市坪南一丁目 4 番地 7 号

○愛媛県告示第 710 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月 2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 豊	松山市土居田町405番地
"	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地
"	武 市 保 男	松山市土居田町257番地 1 号
"	武 田 泰 昭	松山市土居田町440番地
"	永 木 貞 雄	松山市土居田町468番地 2 号
"	黒 光 俊 明	松山市土居田町364番地
監 事	永 木 功	松山市土居田町537番地
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 豊	松山市土居田町405番地
"	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地
"	武 市 保 男	松山市土居田町257番地 1 号
"	和泉元 豊	松山市土居田町555番地
"	永 木 貞 雄	松山市土居田町470番地
"	黒 光 俊 明	松山市土居田町364番地
監 事	永 木 功	松山市土居田町537番地 2 号
"	武 田 泰 昭	松山市土居田町440番地

○愛媛県告示第 711 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月 2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中二丁目11番地25号
"	武 市 茂 利	松山市保免中三丁目 3 番地45号
"	今 村 正 博	松山市保免中二丁目 9 番地14号
"	竹 田 正 光	松山市保免中一丁目 9 番地16号
"	今 村 賢 一	松山市保免上二丁目 7 番地35号
"	今 村 政 則	松山市保免中二丁目 7 番地14号
"	光 永 俊 夫	松山市保免上一丁目 1 番地23号
"	田 口 美 典	松山市保免中三丁目 2 番地39号
"	武 市 和 清	松山市保免中一丁目 2 番地12号
"	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番地 1 号
"	羽 籾 温 志	松山市保免中一丁目 9 番地 8 号
"	渡 部 国 安	松山市保免西一丁目 2 番地 6 号
監 事	竹 田 誉	松山市保免上一丁目 4 番地 8 号
"	酒 井 茂	松山市保免西四丁目 4 番地47号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中二丁目11番地25号
"	今 村 肇	松山市保免中二丁目12番地 7 号
"	今 村 正 博	松山市保免中二丁目 9 番地14号
"	白 石 勇	松山市保免西二丁目16番地 4 号
"	多々良 健 志	松山市保免中一丁目 2 番地11号
"	今 村 政 則	松山市保免中二丁目 7 番地14号
"	光 永 俊 夫	松山市保免上一丁目 1 番地23号
"	田 口 美 典	松山市保免中三丁目 2 番地39号
"	武 市 和 清	松山市保免中一丁目 2 番地12号
"	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番地 1 号
"	羽 籾 温 志	松山市保免中一丁目 9 番地 8 号
"	竹 田 誉	松山市保免上一丁目 4 番地 8 号
監 事	武 市 常 義	松山市保免中二丁目12番地14号
"	酒 井 茂	松山市保免西四丁目 4 番地47号

○愛媛県告示第 712 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番地21号
"	兼 久 芳 雄	松山市余戸東四丁目 7 番地27号
"	桑 原 尚 武	松山市余戸南一丁目15番地13号
"	好 永 英 則	松山市余戸南四丁目 2 番地23号
"	出 元 勇	松山市余戸南二丁目24番地48号
"	菅 和 廣	松山市余戸東四丁目 4 番地25号
"	早 瀬 健 治	松山市余戸南三丁目10番地 6 号
"	本 田 精 志	松山市余戸東三丁目 8 番地30号
"	森 俊 一	松山市余戸中五丁目 1 番地 3 号

"	白 石 博 美	松山市余戸中二丁目14番地 5 号
"	五十崎 長	松山市余戸中三丁目 5 番地27号
"	兼 久 和 司	松山市余戸中四丁目 3 番地35号
"	池 田 功	松山市余戸西五丁目 4 番地28号
"	森 宗 洋	松山市余戸西一丁目 6 番地12号
監 事	藤 本 卓	松山市余戸南二丁目13番地24号
"	牧 野 昭 廣	松山市余戸西一丁目 6 番地 9 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番地21号
"	藤 本 卓	松山市余戸南二丁目13番地24号
"	西 本 春 雄	松山市余戸南三丁目 9 番地13号
"	好 永 英 則	松山市余戸南四丁目 2 番地23号
"	越 智 正	松山市余戸東四丁目11番地 9 号
"	高 田 幸 造	松山市余戸東一丁目12番地 7 号
"	渡 部 宏 一	松山市余戸東一丁目 1 番地23号
"	本 田 精 志	松山市余戸東三丁目 8 番地30号
"	本 田 英 二	松山市余戸中一丁目 4 番地 4 号
"	白 石 博 美	松山市余戸中二丁目14番地 5 号
"	五十崎 長	松山市余戸中三丁目 5 番地27号
"	兼 久 和 司	松山市余戸中四丁目 3 番地35号
"	池 田 功	松山市余戸西五丁目 4 番地28号
"	森 宗 洋	松山市余戸西一丁目 6 番地12号
監 事	早 瀬 健 治	松山市余戸南三丁目10番地 6 号
"	牧 野 昭 廣	松山市余戸西一丁目 6 番地 9 号

○愛媛県告示第 713 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 義 隆	松山市小栗七丁目 2 番地31号
"	友 澤 聡	松山市小栗五丁目 3 番地 8 号
"	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番地15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番地20号
"	松 本 修 蔵	松山市小栗七丁目 1 番地 5 号
監 事	澤 田 悟	松山市小栗三丁目 4 番地43号
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗五丁目 4 番地15号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 義 隆	松山市小栗七丁目 2 番地31号
"	友 澤 聡	松山市小栗五丁目 3 番地 8 号
"	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番地15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目10番地13号
"	松 本 修 蔵	松山市小栗七丁目 1 番地 5 号

監 事	青 木 照 雄	松山市小栗六丁目5番地28号
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗五丁目4番地15号

○愛媛県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	松 村 一 博	松山市高岡町611番地
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地
監 事	三 好 陽 三	松山市高岡町559番地
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 孝 爾	松山市高岡町670番地
"	重 松 弘 明	松山市高岡町575番地
"	二 宮 功	松山市高岡町117番地2号
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地
監 事	三 好 大 一 郎	松山市高岡町667番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地

○愛媛県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地
"	井出内 正 史	松山市西長戸町110番地1号
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	夏 井 盈 雄	松山市西長戸町850番地1号
"	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地

"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854番地
"	坂 本 善 治	松山市船ヶ谷町220番地
監 事	二 神 和 王	松山市西長戸町855番地
"	森 田 時 寛	松山市西長戸町875番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地
"	井出内 正 史	松山市西長戸町110番地1号
"	二 神 守 夫	松山市船ヶ谷町100番地1号
"	渡 部 隆 之	松山市西長戸町840番地
"	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854番地
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
監 事	森 田 時 寛	松山市西長戸町875番地
"	二 神 和 王	松山市西長戸町855番地

○愛媛県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番地30号
"	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目4番地5号
"	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番地20号
"	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番地5号
"	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目5番地5号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番地2号
"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番地7号
"	明 智 安 巳	松山市東石井五丁目9番地43号
監 事	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目4番地7号
"	明 智 敏 昭	松山市東石井五丁目5番地2号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 郷 常 男	松山市東石井四丁目10番地30号
"	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目4番地5号
"	宮 内 公 正	松山市東石井四丁目11番地20号
"	野 間 厚	松山市東石井六丁目12番地5号
"	竹 政 省 三	松山市東石井五丁目5番地5号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番地2号
"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番地7号
"	明 智 安 巳	松山市東石井五丁目9番地43号
監 事	明 知 堂 博	松山市東石井五丁目4番地5号
"	明 智 敏 昭	松山市東石井五丁目5番地2号

○愛媛県告示第 717 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番地 1 号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番地 1 号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番地10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番地25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目19番地23号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6 番地19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番地 6 号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番地 8 号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番地 3 号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番地25号
"	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番地 5 号
"	林 時 春	松山市古川北四丁目11番地 5 号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2 番地11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番地18号

監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番地12号
"	有 光 賀 孝	松山市古川南二丁目 8 番地21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番地 1 号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番地 1 号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番地10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番地25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目19番地23号
"	大 西 政 則	松山市古川南三丁目18番地 7 号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番地 6 号
"	大 西 裕 雄	松山市古川北一丁目 2 番地18号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番地 3 号
"	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番地12号
"	松 本 浩 二	松山市古川西三丁目 3 番地41号
"	林 時 春	松山市古川北四丁目11番地 5 号
"	大 野 秀 明	松山市古川南一丁目21番地22号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番地18号
監 事	有 光 幸 男	松山市古川北四丁目18番地 7 号
"	有 光 賀 孝	松山市古川南二丁目 8 番地21号

○愛媛県告示第 718 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第 4 号 平成20年 4 月24日	伊予市米湊字西窪1056番及び1061番	松山市小栗三丁目 6 番21号 オークタウン松山605号 鎌 倉 邦 光

○愛媛県告示第 719 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第 3 号 平成20年 4 月17日	東温市西岡字木原甲47番 6	東温市志津川145番地 3 シオン志津川102号 花 山 光 利

○愛媛県告示第 720 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建(開)第6号 平成20年4月23日	伊予郡砥部町高尾田475番4	新居浜市船木甲2131番地 株式会社ハタダ

○愛媛県告示第 721 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊方町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年5月2日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

三崎町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年5月2日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

退任

役員の種類	氏名	住所
監事	玉里善雄	西宇和郡伊方町井野浦126番地

○愛媛県告示第 722 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第 723 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	肱川公園線	喜多郡内子町平岡甲32番2 同町平岡甲1333番3	旧	メートル 4.3~9.3 12.6~37.7	キロメートル 0.721 0.767	
			新	12.6~37.7	0.767	

○愛媛県告示第 724 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年5月2日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

1 指定年月日及び番号

平成20年4月25日 20南西土第道-1号

2 道路の位置

西予市宇和町伊賀上1415番の一部

幅員 4.20メートル

延長 14.62メートル

3 申請人の住所及び氏名

西予市宇和町野田400番地6

有限会社 丸万住宅

代表取締役 菊地 唯司

4 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年4月22日	特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	塩見修身	松山市北梅本町859番地の4	この法人は、消費者としての県民に対して、その利益を擁護するため、消費生活相談や消費生活に関する情報を収集・提供する事業等を実施し、もって県民の消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
消防防災ヘリコプター3600時間点検整備の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県消防防災ヘリコプター3600時間点検及び耐空検査、無線検査等業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約の翌日から平成21年1月20日まで
- (5) 委託業務の履行場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 点検の開始日までに点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。証明にあたっては、過去3年間において官公庁が所有する「川崎式BK117C-1型」と同機種を日本国において点検整備した実績等を証明する書類(契約書等)又は「川崎式BK117C-1型」について航空法施行規則第36条における事業場認定を受けた者であることを証明する書類(事業場認定書(写)等)を提示すると共に、明確な方法によりおこなうこと。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) 愛媛県消防防災ヘリコプター3600時間点検及び耐空検査、無線検査等業務の技術上の確認を行う確認整備士が、航空法第23条の規定に基づく証した書類(別紙1)を「ア」に掲げる期間までに「イ」に掲げる場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出した者であること。

ア 平成20年5月21日(木)から28日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時30分まで)。なお、郵送による場合にあっては、平成20年5月28日(水)の午後5時30分までに「イ」に掲げる場所に必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係(愛媛県庁舎第一別館3階)
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2316(直通)

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2316(直通)
- (2) 入札書の受領期限
平成20年6月18日(水)午前11時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成20年6月18日(水)午前11時00分
愛媛県庁舎第二別館5階入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が必要と認めた場合、この公告に示した業務を受託できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を受託できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Periodical Inspection for Ehime Prefectural Rescue Helicopter
① 3600 hour Inspection, etc
② Airworthiness Inspection
③ Radio Transmission Inspection
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 18 June 2008
- (3) For further information, please contact: Fire Prevention, Traffic Safety, Fire and Disaster Prevention Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2316

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年5月2日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機器の購入
- (2) 購入物品名及び数量
コバルト60遠隔照射式治療装置用密封線源 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、交換、搬出(旧線源の引取りを含む。)、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成20年11月28日(金)
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第4条の規定に基づき販売の業の届出をした者であること。
- (3) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成20年6月12日(木)午後3時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
ア 交付場所
(1)に掲げる場所で交付する。
イ 交付期間
公告の日から平成20年5月23日(金)まで。ただし、執務

時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。)に限る。

- (4) 開札の日時及び場所
平成20年6月12日(木)午後3時00分
愛媛県公営企業管理局会議室
- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は認めない。
- (6) 郵便等による入札の取扱い
郵便等による入札の場合は、入札書は、平成20年6月12日(木)午前10時までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、平成20年5月30日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は、封書にして入札書であることを表記の上、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Sealed source for ⁶⁰Co teletherapy, 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 12 June 2008
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 12 June 2008)
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public

Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural
Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570
Japan
TEL 089 912 2794

雑 報

○公示送達

古川萬兵衛（愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前79番の土地登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 条）第 5 条第 5 項の規定により、平成20年 5 月22日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成20年 5 月 2 日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成20年 4 月23日付け裁決書